

常勤の特別職の職員の給与の削減について

平成15年9月24日

総務部

1 概要

市の財政状況が極めて厳しいことから、市長、助役、収入役、監査委員、水道事業管理者及び教育長の給料月額並びに市長、助役及び収入役の退職手当の額を削減しようとするものである。

2 削減内容

(1) 給料月額

区 分	基本給料月額 (A)	現行給料月額 (B)	現行削減率 (A)-(B)/(A)	改定案 (C)	削減率 (A)-(C)/(A)
市長	1,200,000円	1,140,000円	5.0%	1,080,000円	10.0%
助役	930,000円	900,000円	3.2%	837,000円	10.0%
収入役	815,000円	790,000円	3.1%	758,000円	7.0%
監査委員	600,000円	588,000円	2.0%	582,000円	3.0%
水道事業管理者	760,000円	744,000円	2.1%	737,000円	3.0%
教育長	760,000円	744,000円	2.1%	737,000円	3.0%

(2) 退職手当の額

区 分	現行退職手当の額 (A)	改定案 (B)	削減率 (A)-(B)/(A)
市長	給料月額×在職月数×70/100	給料月額×在職月数×35/100	50.0%
助役	給料月額×在職月数×40/100	給料月額×在職月数×30/100	25.0%
収入役	給料月額×在職月数×30/100	給料月額×在職月数×25/100	16.7%

3 削減する給料及び退職手当

(1) 給料

平成15年10月1日から平成16年3月31日までの間に支給する給料。

(2) 退職手当

ア 平成15年9月2日に在職する市長に同日から始まる任期について支給する退職手当。

イ 前項の任期中に選任された助役及び収入役に支給する退職手当。

4 条例の改正

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する。